

入 札 説 明 書 類

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④

令和7年3月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和7年3月17日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑨適合証明書 1 部

⑥～⑨：期限(令和7年3月26日)までに提出すること。

⑩入札書 1 部

⑩：1 回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和7年3月27日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領 1 部

⑫入札辞退届 1 部

⑫：応札しない場合、令和7年3月27日までに提出すること。

⑬委任状 1 部

⑭年間委任状 1 部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和7年3月28日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務^④」にかかわる入札公告（令和7年3月10日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務^④
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：令和7年4月1日（火） 至：令和8年3月31日
- (4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

(5) 入札方法

入札金額については、単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、

納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(10)「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

(12)厚生労働省委託事業「優良派遣事業者推奨事業」で運営されている優良派遣事業者認定制度において、現在、優良派遣事業者と認定されていること。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和7年3月17日(月)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和7年3月26日(水)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

②会社概要

③公益法人については、3(7)を証明する書類

④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)

⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)

⑥別紙「適合証明書」及び仕様書5を満たすことを証明する書類

(3) 入札書

提出期限は令和7年3月27日(木)17時00分(郵送の場合も同様)

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和7年3月27日)までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和7年3月28日)に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係
電話：06-6384-1120

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年3月28日開札 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④ 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年3月28日開札 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④ 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和7年3月28日（金）10時30分
大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 3階 多目的室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

仕 様 書

1. 件名

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④

2. 業務内容

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下、当所とする。)では、患者層別化バイオマーカー探索や創薬標的探索、発症メカニズム推定等を目的として、当所が保有する診療情報及びオミックスデータを主な対象として、当所の独自技術や既存解析ツールを用いた人工知能及び機械学及びバイオインフォマティクス解析を行っている。本件は、解析環境構築を含む当該業務に従事する研究補助員の派遣を委託するものである。

3. 人材派遣要件

(1) 派遣人数 1 名

(2) 就業場所 大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル 3F

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 AI 健康・医薬研究センター
バイオインフォマティクスプロジェクト

・当所は協議により出張就業を命じることができる。

(3) 就業日 土曜日及び日曜日、12月 29日から翌年の 1 月2日まで、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日 8:30～17:00（実働 45 分の休憩時間を含む）

なお、事前に当所の了解をとることにより休曜日の取得を認める。

(4) 就業時間 1 日当たり 8 時間 30 分(休憩時間 45 分を含む)

・始業時間及び就業時間については、当所との協議により決定する。

・当所は協議により就業時間外労働及び就業日外労働を命じることができる。

(4) 派遣期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(5) 従事業務 研究開発業務(当所の保有する診療情報及びオミックスデータを主な対象とした人工知能及び機械学及びバイオインフォマティクス解析を実施するための解析環境構築及び当該解析環境を用いた患者層別化バイオマーカー探索や創薬標的探索、発症メカニズム推定)

(6) 資格要件 派遣される労働者は下記の全ての要件を満たした者とする。

・無期雇用者である者

- ・日本又は海外の大学において分子生物学、遺伝子又は生化学等を専攻し、同分野の修士号又は博士号を取得した者。
- ・民間企業にてバイオインフォマティクス及びケモインフォマティクスに係る実務経験を有する者。
- ・Java、Python、R、SQL 等によるプログラミングのスキルを有する者。
- ・データベース構築スキルを有する者。
- ・製薬企業での実務経験を 10 年以上有する者。
- ・健康が良好である者。

5. 受託者要件

厚生労働省委託事業「優良派遣事業者推奨事業」で運営されている優良派遣事業者認定制度において、現在、優良派遣事業者と認定されていること。

6. その他

- (1)当所は、労働安全衛生について、労働安全衛生法の趣旨に沿って快適な作業環境の保持に努める。
- (2)本仕様書に疑義が生じた場合、又は委細のない事項が生じた場合は、速やかに当所と協議し、その指示に従うものとする。

以上

派遣業務契約書

1. 履 行 場 所 大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
2. 契 約 期 間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日
3. 契 約 金 額 個別契約書に記載のとおり
4. 契約保証金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 6 1 年政令 9 5 号）第 4 条第 1 項第 1 3 号業務について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（総則）

- 第 1 条 甲及び乙は、本契約業務の実施に際し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律 8 8 号。以下「労働者派遣法」という。）、職業安定法（昭和 2 2 年法律 1 4 1 号）、労働基準法（昭和 2 2 年法律 4 9 号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 4 7 年法律 1 1 3 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等の関係諸法令を遵守する。
- 2 甲及び乙は、本契約業務の実施に際しては、男女雇用機会均等法に基づき、セクシャル・ハラスメントの防止に努めると同時に発生した際には迅速かつ適切に対処する。労働者派遣事業のこの契約の範囲は、別添仕様書に定める。

第 2 条 甲に派遣される乙の従業員（以下「派遣従業員」という。）の従事すべき業務内容、就業場所、人数、甲において派遣従業員を命令指揮する者、その他労働者派遣の実施に関し必要な細目等労働者派遣法第 2 6 条において労働者派遣契約に定めるべきこととされている事項については、別添「人材派遣個別契約書」（以下「個別契約」という。）及び別添仕様書によるものとする。

（契約の変更）

第 3 条 本契約書第 2 条に定める作業内容に異動を生ずる場合及び経済情勢、技術力の向

上、諸経費等の変動があり契約金額に異動を生ずる場合、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(権利義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部、又は一部を第三者に譲渡又は委任、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本契約業務の実施により業務上知り得た双方の機密情報及び労働者の個人情報、本契約の履行の目的以外には他に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の情報について開示が必要な場合には、正当な理由を提示した上で甲乙の協議によるものとする。

(業務指揮)

第6条 甲は、派遣従業員について、その者が甲において従事すべき業務の遂行に関し必要な指揮命令を行うことができる。

2 乙は、派遣従業員に対し適切な労務管理を行う。また、乙は、派遣従業員について、前項の指揮命令のほか甲における職場秩序維持、施設管理、甲の名誉及び信用を失墜する行為の防止及び前条の秘密保持その他派遣従業員の就業に関し甲が行う指示に従うように、指導及び教育を含めて適切な措置を講じなければならない。

3 甲は、個別契約書に定める就業条件等に違反して派遣従業員を使用してはならない。

(派遣料)

第7条 甲は、乙に対して、派遣従業員に係る派遣料及び派遣業務の遂行に必要な費用を支払う。

2 甲及び乙は、前項の派遣料及び費用の金額及び請求方法を個別契約において定めるものとし、甲は、乙より適法な請求書を受領した後、乙の指定する金融機関の預金口座宛てに振込送金の方法により前項の派遣料及び費用を支払うものとする。ただし、振込送金手数料は甲の負担とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は乙が、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 乙が甲の指示及び個別契約書に示された業務を履行する見込みがないとき。

二 乙が本契約書第4条及び第5条、第6条の規定に違反したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約を違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲が契約に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙又は派遣従業員の行為により甲が損害を受けたとき、又は、甲の施設、設備及び備品等が派遣従業員の故意又は過失により滅失又は毀損せしめられたときは、乙に対してその損害の賠償を請求させることができる。

2 乙は前条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

3 前2項における賠償責任の存否及び賠償額は甲乙の協議によるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 乙は、第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。
 - 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

(契約解除に基づく損害賠償)

第16条 甲は、第12条、第13条及び第14条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第18条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

(乙)

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住所

氏 名(社名)

件 名： 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年3月17日（月）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年3月17日（月）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 別紙「適合証明書」及び仕様書5を満たすことを証明する書類
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和7年3月26日（水）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務
④」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を
満たすことを確約致します。

住 所

商 号 又 は 名 称

及び代表者職氏名

④

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者職氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

適合証明書

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務①
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	厚生労働省委託事業「優良派遣事業者推奨事業」で運営されている優良派遣事業者認定制度において、現在、優良派遣事業者と認定されていること。	左記の事項を証明できる書類（写し可）を提出すること。	別紙〇のとおり	

- ・証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

入 札 書

件名 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④

金 円也
(1 時間あたりの単価を記載すること)

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

④

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2) 及び
 (3) の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

契約担当役

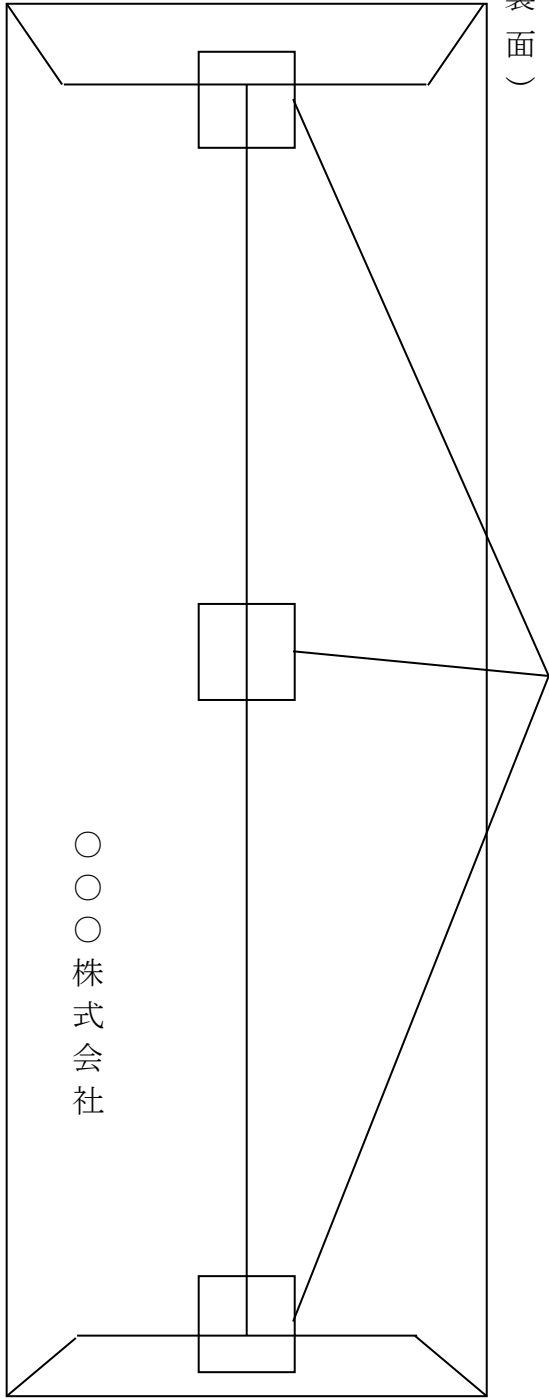
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和7年3月28日開札 件名「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名 ④

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 ④

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和7年3月17日（月）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類 : 令和7年3月26日（水）17時00分まで

入札書 : 令和7年3月27日（木）17時00分まで

開札日の日時 : 令和7年3月28日（金）10時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 研究派遣業務④
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課